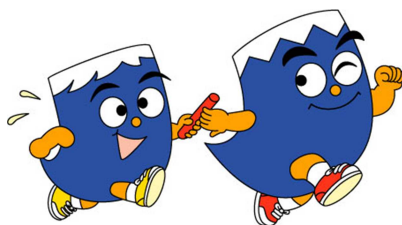


重要

このしおりは、返還が終わるまで大切に保管してください。

静岡県教育奨学金(貸与型) 返還のしおり

(令和6年2月版)



●●はじめに●●

高等学校等在学中に静岡県教育奨学金の奨学生だったみなさんは、これから奨学金を返していくこととなります。静岡県では「奨学金を返すこと」＝「返還」と呼んでいます。

みなさんから返還されたお金は、再び奨学金として貸与されるお金となります。返還がされなければ、奨学金制度が続けられません。

後輩学生たちのためにも、最後まで責任をもって返還をしてください。

納期限を過ぎると延滞利息が発生します。(延滞利息=返還金額×10.75%×延滞日数/365日)

静岡県教育委員会高校教育課

郵便番号 420-8601

所在地 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054(221)3171

FAX番号 054(251)8685

E-Mail kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/>



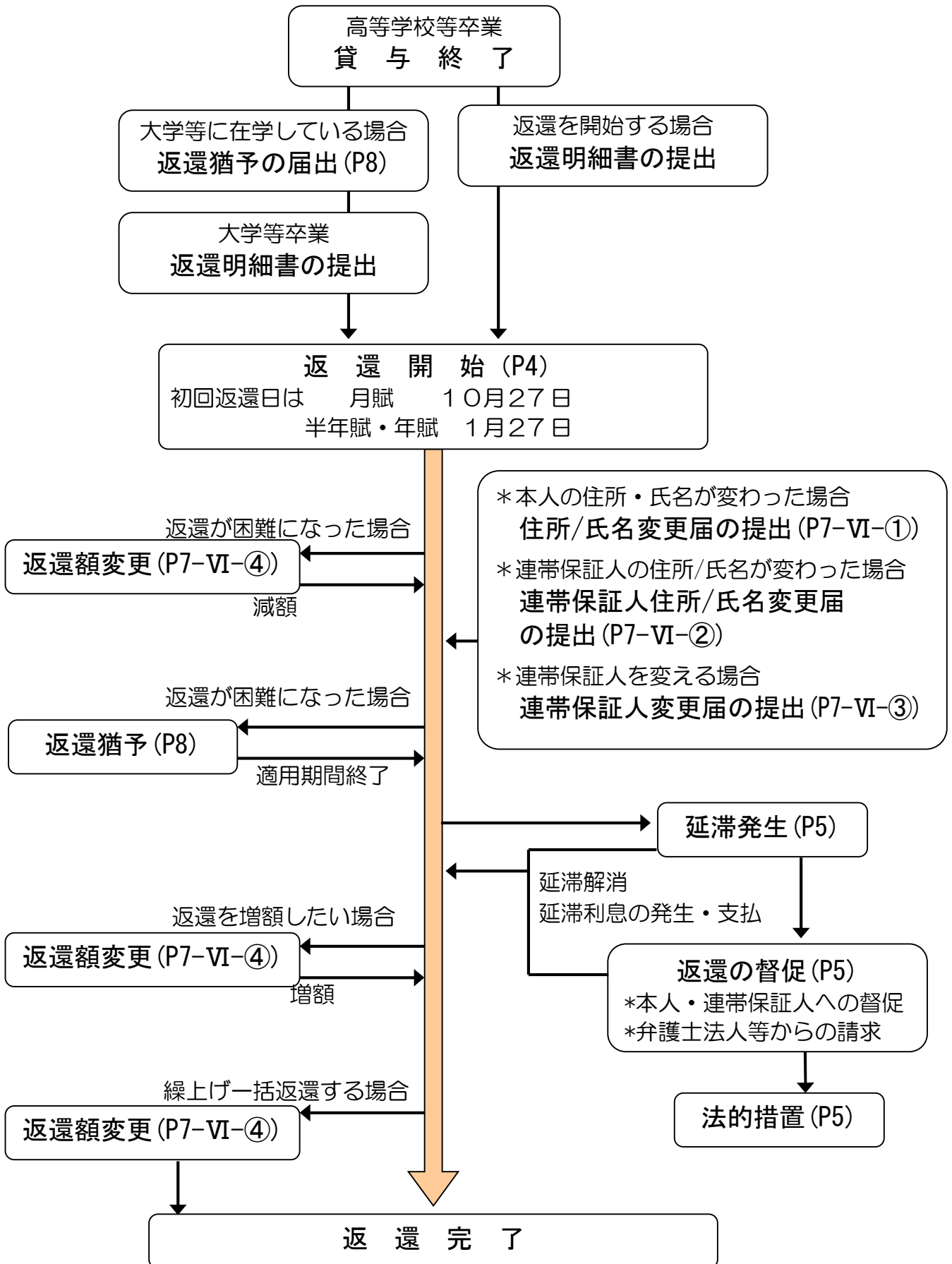
目 次

I	貸与終了から返還完了まで	2
II	提出書類一覧	3
III	返還について	4
IV	返還金の延滞について	5
V	返還の期間と返還例	6
VI	変更の届け出について	7
VII	返還の免除について	7
VIII	返還の猶予について	8

卒業時に返還金額、返還回数、返還方法を記載した「返還明細書」を提出してください。返還金額等は、別途配布するシミュレーション表を参考に、無理のない計画を立ててください。

連帯保証人が誰か等の問い合わせを受けますが、個人情報保護の観点から一切お答えできませんので、提出書類は必ずコピー等を取り、御本人及び連帯保証人の両方で保管するようお願いします。

I 貸与終了から返還完了まで



概ね2~4か月後に返還完了通知を送付します。

Ⅱ 提出書類について

※P7も確認してください

返還するとき、猶予等を受けるとき、各種変更が生じたときは下記の書類の提出が必要になります。御本人の状況等により、下記以外の書類提出が必要な場合もありますので、御承知おきください。

	返還	猶予	免除	本人情報変更			返還内容変更	
				住所	氏名	口座	金額	方法
返還明細書(様式)	○						○	○
預金口座振替依頼書(様式)	※1					○		※1
承諾書(様式)	※2							
猶予申請書(様式)		○						
免除申請書(様式)			○					
使用印鑑届(様式)	○				○			
住所・氏名変更届				○	○			
住民票抄本				※3				
戸籍抄本					○			
各事由の証明書※4		○	○					

※1 口座振替を希望する場合は提出

※2 口座振替先の名義人が本人・連帯保証人以外の場合提出

※3 県外へ転居された場合は提出

※4 P7・P8参照

連帯保証人に係る変更等が生じた場合は、下記の書類の提出が必要になります。御本人の状況等により、下記以外の書類提出が必要な場合もありますので、御承知おきください。

	連帯保証人変更	連帯保証人情報変更		
		住所	氏名	印鑑
連帯保証人変更届	○			
連帯保証人住所・氏名変更届		○	○	
住民票抄本		※1		
戸籍抄本			○	
使用印鑑届			○	○
印鑑登録証明	○		○	○

※1 県外へ転居された場合は提出

Ⅲ 返還について

教育奨学金は、高等学校等（進学した場合は大学等）を卒業等すると、その翌月から6月を経過した後、返還が始まります。

返還方法は「月賦（毎月払い）」「半年賦（年2回払い）」「年賦（年1回払い）」の3種類あります。返還額の支払方法は「口座振替（月賦のみ対応）」と「納入通知書」による返還の2種類あります。

1 口座振替による返還（推奨）

返還方法	引き落とし日	備考
月賦	毎月27日	<ul style="list-style-type: none"> 指定された口座から毎月口座振替を行います。 ※<u>残高不足等により、振替ができなかった場合の再振替はありません。</u> 口座振替ができなかった場合は、翌月10日頃までに納入通知書を郵送しますので、すぐに金融機関で払い込みしてください。
<ul style="list-style-type: none"> 口座振替ができる金融機関 静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・静岡中央銀行 三島信用金庫・沼津信用金庫・富士信用金庫・富士宮信用金庫・静岡信用金庫・しずおか焼津信用金庫・島田掛川信用金庫・浜松いわた信用金庫・遠州信用金庫、静岡県労働金庫、静岡県内の農業協同組合 		

※27日が土曜日・日曜日・祝日の場合は金融機関の翌営業日

2 納入通知書払いによる返還

返還方法	納期限	備考
年賦	毎年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> 納期限の2週間前までに納入通知書を郵送しますので、期限内に払い込みしてください。 送付先は本人住所です。申し出があれば本人住所以外にも送付が可能です。
半年賦	毎年7月27日と1月27日	
月賦	毎月27日	
<ul style="list-style-type: none"> 払い込みできる金融機関 <静岡県外> 静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・静岡中央銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・ゆうちょ銀行(愛知・岐阜・三重のみ) <静岡県内> 静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・静岡中央銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・愛知銀行・中京銀行・名古屋銀行・ゆうちょ銀行 静岡県の信用金庫・豊橋信用金庫・蒲郡信用金庫 静岡県労働金庫・商工組合中央金庫 静岡県内の農業協同組合、漁業協同組合連合会 		
<p>※コンビニエンスストア、電子決済等では納付することができません。</p>		

※27日が土曜日・日曜日・祝日の場合は金融機関の翌営業日

IV 返還金の延滞について

1 延滞利息

請求された返還金を納期限内に納入しない場合は、日数に応じて年 10.75%の割合で延滞利息がかかります。

$$\text{延滞利息} = \text{返還金額} \times 10.75\% \times \text{延滞日数} / 365 \text{日}$$

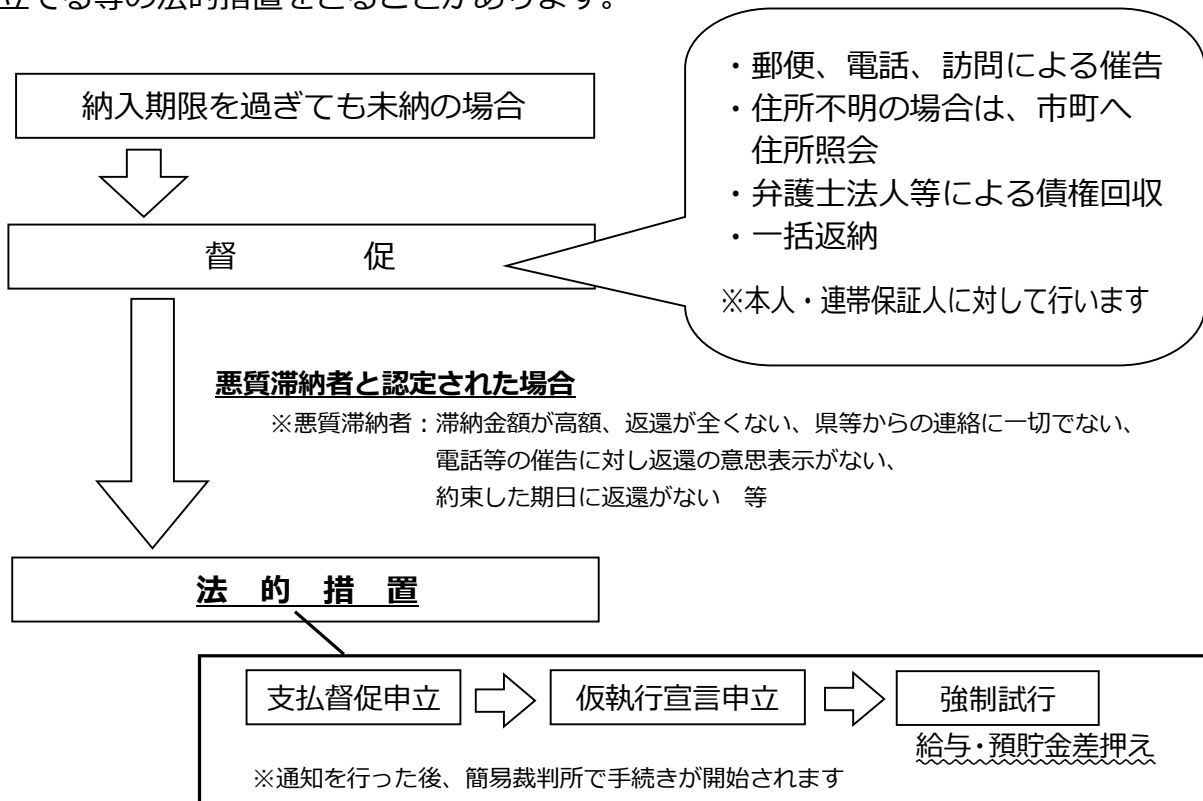
延滞利息は、納入の確認が出来次第、計算を行うため、お時間がかかります。納入後、翌月から数ヶ月後に延滞利息の納入通知書を作成し、送付します。届き次第、金融機関でお支払いください。

2 督促

返還が滞った場合、本人及び連帯保証人に対して督促状等を送付します。

長期間返還がない場合には、本人及び連帯保証人に対して家庭訪問や弁護士法人・債権回収会社等による督促、債権回収を実施します。

長期間延滞が解消されず、悪質滞納者と認定された場合は、裁判所に支払督促を申し立てる等の法的措置をとることがあります。



特別な理由により、返還ができなくなった場合は、必ず下記まで御相談ください。猶予等の制度もあるため、お話を伺った上で、状況に応じた御案内をします。

連絡先：静岡県教育委員会高校教育課 奨学金担当

054-221-3171 (直通/平日 8:30~17:30)

V 返還の期間と返還例

貸与を受けた種類（「教育資金」または「奨学金」）により、返還期間が異なります。返還額の変更を希望した場合でも、返還期間を超える場合は変更できません。

貸付種別	教育資金	奨学金
返還期間 及び金額	貸与を受けた金額により1年の最小返還額が決まっています。その額により最長返還期間が決まります。 <最長年数> 5年（国公立自宅通学1年間貸与） ～12年間（私立自宅外通学3年間貸与） ※通信・定時制で4年間貸与を受けた場合は別	20年以内で本人が設定

〔参考〕返還シミュレーション

※あくまで参考です。詳細は個別に送付している返還シミュレーション表で確認してください。

教育資金：3年間貸与を受けた場合の返還例（最長年数で返還した場合）（単位：円）

区 分		貸与総額	月 賦		半年賦		年 賦	
			返還回数	1回の返還額	返還回数	1回の返還額	返還回数	1回の返還額
国公立	自 宅	648,000	108	6,000	18	36,000	9	72,000
	自宅外	828,000	120	6,900	20	41,400	10	82,800
私 立	自 宅	1,080,000	144	7,500	24	45,000	12	90,000
	自宅外	1,260,000	144	8,750	24	52,500	12	105,000

奨学金：3年間貸与を受けた場合の返還例（20年間で返還した場合）（単位：円）

区 分		貸与総額	月 賦		半年賦		年 賦	
			返還回数	1回の返還額	返還回数	1回の返還額	返還回数	1回の返還額
国公立	自 宅	648,000	240	2,700	40	16,200	20	32,400
	自宅外	828,000	240	3,450	40	20,700	20	41,400
私 立	自 宅	1,080,000	240	4,500	40	27,000	20	54,000
	自宅外	1,260,000	240	5,250	40	31,500	20	63,000

VI 変更の届け出について

本人や連帯保証人に、下記の変更があった場合は、必ず届出書類を提出してください。
その他の変更等が生じた場合は、事前に静岡県教育委員会高校教育課へ御相談ください

	理 由	提出書類	備 考 (添付書類等)
①	本人 転居	・住所/氏名変更届	・静岡県外へ転居した場合は「住民票(本籍記載・マイナンバー記載なし)」を添付
	改氏名	・住所/氏名変更届 ・使用印鑑届	「戸籍抄本」を添付
	使用印鑑の紛失等	・使用印鑑届	
②	連帯保証人 転居	・連帯保証人住所/ 氏名変更届	・静岡県外へ転居した場合は「住民票(本籍記載・マイナンバー記載なし)」を添付
	改氏名	・連帯保証人住所/ 氏名変更届 ・使用印鑑届	「戸籍抄本」「印鑑登録証明書」を添付
	使用印鑑の紛失等	・使用印鑑届	「印鑑登録証明書」を添付
③	連帯保証人の変更	・連帯保証人変更届	・連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添付 ※連帯保証人は4親等以内の別生計の親族で、20歳以上の保証能力がある者
④	返還方法、返還額を変える	・返還明細書	・連帯保証人2名の記入・実印押印が必要
⑤	振替口座を変更 口座振替に変更	・預金口座振替 依頼書	・記入後に金融機関窓口へ行き、検印を もらうこと

VII 返還の免除について

次の要件を満たす場合は、奨学金の返還を免除することができます。該当する場合は、事前に静岡県教育委員会高校教育課へ御相談ください。

事 由	添 付 書 類 等
本人の死亡	返還期日が到来していない奨学金について、免除します。 連帯保証人等は速やかに下記書類を提出してください。 ○死亡届 ○死亡の事実を証明する書類（死亡診断書、住民票除票等）
心身の障害	心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有した場合、返還期日が到来していない奨学金について免除できる場合があります。 該当すると思われる場合は、御相談ください。

VIII 返還の猶予について

大学等への進学や、災害・傷病・失業などにより教育奨学金の返還が困難である場合は、「返還猶予申請書」に理由ごとの証明書を添付して提出することにより、返還を猶予することができます。返還猶予が認められると、猶予期間分だけ返還期間が後に延びます。

猶予期間は申請があった時から申請年度の3月末までです。引き続き猶予を希望する場合は、再度申請が必要です。申請がない場合は、10月から強制的に返還が開始又は再開されます。

返還が困難になった場合は、すぐに静岡県教育委員会高校教育課へ御相談ください。(提出時期等によっては、翌々月以降の猶予決定になる場合があります。)

理 由	必要な証明書等	証明書発行機関
大学等へ進学	<u>猶予を受ける年度の(4月1日以降に発行された)</u> 在学証明書	在学学校
進学準備	<u>猶予を受ける年度の(4月1日以降に発行された)</u> 予備校の在学証明書、又は 学生証(有効期限があるものに限る)のコピー	在学予備校等
就職準備 ・ 求職中	健康保険証(被扶養者証)のコピー (国民健康保険は不可) + 求職受付票(ハローワークカード)等のコピー 又は、所得(課税)証明書+申立書	ハローワーク等
失業 (3か月以内)	雇用保険受給資格者証等のコピー 又は、離職証明書等のコピー	ハローワーク等
災害	り災証明書	市区町村・消防署
傷病	医師の診断書等(初診年月日・療養期間・就労困難等が記載されたもの)	病院
出産・育児	母子手帳のコピー(表紙・出生日・出産予定日が分かるページ) + 産休・育休が証明できる書類(勤務先の証明等)	病院 勤務先 等
低所得※	・直近3か月分の給与明細コピー ・最新の源泉徴収票/所得(課税)証明書 ・生活保護受給証明書 等	勤務先 市区町村

※ 低所得(概ね年収250万円以下/奨学金貸与実施要項第11条(7))を理由に猶予されている場合は、家計状況や今後返還を開始できる時期等を詳細に申請してください。また、猶予期間中には返還を開始できるよう貯金をしてください。

※ 猶予期間が通算で8年を超える場合は、家計状況や今後返還を開始できる時期等を詳細に申請してください。詳細な記載がない場合、猶予不可となる場合があります。また、別途お電話等で状況確認の聞き取りを実施する場合がありますので、御承知おきください。